

## ○藤岡市高度無線環境整備推進事業実施要領（日野地区及び坂原地区）

### 1. 目的

情報通信の急速な進歩により、光ファイバーによる超高速ブロードバンドの整備とサービスの提供が全国的に展開され、インターネットを介して人との交流や各種サービスも多数提供されるようになってきました。

また、ICTの普及のほかにも新型コロナウイルス感染症への対応による在宅ワークやオンライン学習が可能な環境需要が増加しました。

しかし、藤岡市の光ファイバー網については、平野部は概ね整備されていますが、山間部の一部地域は設備投資に対する加入率が見込めないという採算性の問題から、電気通信事業者による超高速ブロードバンドの整備は難しい状況です。

このような中、藤岡市では総務省の高度無線環境整備推進事業補助金を利用し、現在光ファイバーが未整備となっている地域に無線局を設置するため、同補助金を利用するほか、藤岡市の負担金をもって民設民営による光ファイバーの整備を行い、市が無線局を設置することで地域の活性化につなげるものです。

### 2. 事業概要

#### (1) 事業名

藤岡市高度無線環境整備推進事業

#### (2) 事業内容

本事業では電気通信事業者が未整備地域に光ブロードバンド情報基盤を整備する際に、藤岡市が一定の範囲内で事業費の一部を負担する。該当地域に設置する無線局については家庭内Wi-Fiとし、藤岡市が無線LANルーターを設置する。

#### (3) 整備する事業者の選定及びサービスの範囲と主な条件

別紙藤岡市高度無線環境整備推進事業「日野地区及び坂原地区」プロポーザル仕様書のとおりとし、公募型プロポーザル方式により選定を行う。

#### (4) 藤岡市負担金

65,302千円を上限とする。

#### (5) 事業の完了時期

令和3年3月31日とする。

### 3. プロポーザル参加資格要件

- (1) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者であること
- (2) 日本国内において光ファイバーによる超高速ブロードバンド(以下「光サービス」という。)を提供していること
- (3) 令和2・3年度藤岡市入札参加資格(「物品・役務」又は「建設工事」)を有すること
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (6) 市が定める契約事務等における暴力団等の排除に関する項目に基づく除外措置を受けていないこと
- (7) 次の内容を満たす光サービスの提供に必要な情報通信設備の設計施工、保守運用、管理業務を一元的に遂行し、かつ、日野・坂原地区における光サービスの持続的な提供が可能であること
  - (A) 光ファイバー網を利用した超高速大容量インターネット接続回線サービス  
ア 通信速度は、上り下り共に最大概ね1Gbps程度(ベストエフォート型)  
イ インターネット接続回線使用料は定額制のサービスを提供すること
  - (B) IP電話サービス  
ア 0AB～J番号が利用可能であること  
イ 緊急通報(110番、119番等)やフリーダイヤルへの通話が可能であること
  - (C) 上記(A)、(B)のサービスに係る利用者の負担(初期費用、月額利用料等)は、補助事業者がすでに提供中の同種サービスを利用する場合と同程度とし、他地域との間で格差を設けないこと

### 4. 提出書類等

- (1) 提出書類
  - ①参加届
  - ②質問書(任意)
  - ③企画提案書
- (2) 提出部数  
提出部数:製本5部及び電子データ(記録媒体:CD-R)
- (3) 提出方法  
持参。ただし、令和2年9月15日(火)午後5時必着
- (4) 提出先  
群馬県藤岡市中栗須327 藤岡市総務部総務課情報化推進係

## 5. 審査方法

提案書を提出した事業者について、提案書評価点に基づき、本事業の整備事業者を審査する。

### (1) 審査基準

藤岡市高度無線環境整備推進事業「日野地区及び坂原地区」プロポーザル選定基準のとおりとする。

## 6. 整備事業者の特定

(1) 審査の結果、総合得点において最も高い評価点を得た者を特定する。

(2) 結果の公表

(A) 公表日：令和2年9月16日（水）以降

(B) 公表内容：全参加者の名称、各参加者の総得点及び選定の結果

(C) 公表方法：藤岡市ホームページ上で公開

## 7. スケジュール等

(1) 書類提出期限 令和2年9月15日（火）

(2) 事業者決定通知 令和2年9月中旬

(3) 協定書の締結 決定通知後、負担金に関する協定書を締結する

(4) 高度無線環境整備推進事業補助金交付申請

交付申請第3次申請期限である令和2年9月25日（金）までに特定された電気通信事業者が間接補助事業の公募申請を行う。

(5) 工事着手

高度無線環境整備推進事業補助金交付決定後とする。

(6) 無線局の設置

工事完了後、藤岡市が無線局の設置を行う。